

小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例の一部改正について

1 改正趣旨

「小樽市歴史的風致維持向上計画」では、小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例を一部改正し、国の登録有形文化財を同景観条例に基づく登録歴史的建造物として登録できるようにすることを記載している。

【背景】

これまでの景観条例では、登録有形文化財は登録歴史的建造物として登録できず、同建造物が登録有形文化財となった場合は、本条例に基づく登録を抹消する取扱いとしていました。

登録有形文化財には建造物の保全に要する工事費の支援はなく、所有者の維持保全の負担が大きい状況にあります。

このことから、登録有形文化財についても登録歴史的建造物とすることを可能とし、市の経済的支援制度等と国の税制優遇等を併用できるようにすることで、所有者の負担軽減及び歴史的まちなみの保全を図ります。

(参考：各制度の支援内容)

| 項目 | 国の登録有形文化財 * | 小樽市登録・指定歴史的建造物 |
|------------------|---|--|
| 保存修理等に対する補助金・助成金 | [保存修理に係る設計・監理事業の補助] ・保存活用に必要な修理等について、設計監理費の1/2を国が補助 | [外観の保全に係る助成] ・外観を保全するための行為について、対象経費の1/3を市が助成 <限度額> 登録歴史的建造物 300万円 指定歴史的建造物 600万円 |
| 税制上の優遇措置 | [相続税] ・相続財産評価額（土地を含む。）を3/10控除 [固定資産税] ・家屋の固定資産税を1/2に減税 | なし |

* 現在小樽市には、「JR小樽駅」「旧青山家別邸」「銀鱗荘」が登録有形文化財となっている。

2 施行期日

令和8年4月1日